



- 注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
  - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。
  - 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。
  - デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。
  - 有形固定資産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 7年～50年  
動 産 2年～20年
  - 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。  
また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会 平成11年1月22日）が平成18年8月11日付けで一部改正され（「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第10号）、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の「社債発行差金」は2,308百万円、「社債」は2,308百万円、それぞれ減少しております。  
なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準実務対応報告第19号 平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。
  - 外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
なお、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が下記29.の3カ月以上延滞債権又は下記30.の貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は298,314百万円であります。
  - 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
  - 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
  - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。  
過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理  
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
  - 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理してまいりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日）が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号）が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見込額を当該役員が在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当事業年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方法による場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,757百万円減少しております。
  - 「One's plus」におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。  
ポイント使用による費用は、従来はポイント使用時に費用処理してまいりましたが、利用見込額を合理的に算定することが可能となったため、当事業年度よりポイント引当金を計上しております。この変更に伴い、従来の方法による場合に比べ経常利益及び税引前当期純利益は990百万円それぞれ減少しております。
  - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

17. 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
- 小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。
- 相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- 個別ヘッジについても、原則として繰延ヘッジを適用しておりますが、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については、時価ヘッジを適用しております。
- また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当分の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は41,522百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は29,583百万円(同前)であります。
18. 異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づく繰延ヘッジを適用しております。
- これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。
- また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
19. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
20. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
21. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。
- 金融先物取引責任準備金 18百万円 金融先物取引法第81条の規定に基づく準備金であります。
22. 親会社株式の金額 110,050百万円
23. 関係会社に対する金銭債権総額 2,472,084百万円
24. 関係会社に対する金銭債務総額 2,444,555百万円
25. 有形固定資産の減価償却累計額 441,319百万円
26. 有形固定資産の圧縮記帳額 65,523百万円
27. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機械等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、詳細は以下のとおりであります。
- |   |        |          |
|---|--------|----------|
| 1. 取得原価相当額  | 動産     | 5,205百万円 |
|   | その他    | 669百万円   |
|   | 合計     | 5,874百万円 |
| 2. 減価償却累計額相当額   | 動産     | 1,694百万円 |
|   | その他    | 426百万円   |
|   | 合計     | 2,121百万円 |
| 3. 事業年度末残高相当額   | 動産     | 3,510百万円 |
|   | その他    | 242百万円   |
|   | 合計     | 3,753百万円 |
| 4. 未経過リース料  | 1年内    | 851百万円   |
| 事業年度末残高相当額  | 1年超    | 2,997百万円 |
|   | 合計     | 3,849百万円 |
| 5. 当事業年度の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額                             |        |          |
| 支払リース料  | 921百万円 |          |
| 減価償却費相当額  | 829百万円 |          |
| 支払利息相当額   | 126百万円 |          |
| 6. 減価償却費相当額の算定方法  |        |          |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。                            |        |          |
| 7. 利息相当額の算定方法   |        |          |
| リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。 |        |          |
| 28. 貸出金のうち、破綻先債権額は33,754百万円、延滞債権額は357,632百万円であります。            |        |          |
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

29. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は20,543百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
30. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は309,133百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
31. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は721,064百万円であります。  
なお、28. から31. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
32. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は828,339百万円であります。
33. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- |             |              |
|-------------|--------------|
| 現金預け金       | 40,567百万円    |
| 特定取引資産      | 184,161百万円   |
| 有価証券        | 2,684,529百万円 |
| 貸出金         | 885,490百万円   |
| 担保資産に対応する債務 |              |
| コールマナー      | 1,335,000百万円 |
| 売現先勘定       | 104,640百万円   |
| 債券貸借取引受入担保金 | 1,250,450百万円 |
| 借入金         | 1,043,900百万円 |
| 支払承諾        | 48,963百万円    |
- 上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金6,731百万円、特定取引資産500,158百万円、有価証券4,343,703百万円、貸出金535,770百万円を差し入れております。  
また、「その他の資産」のうち保証金は70,287百万円であります。
34. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日及び平成14年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出
35. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,984,631百万円が含まれております。
36. 社債には、劣後特約付社債1,910,026百万円が含まれております。
37. 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私券(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,388,686百万円であります。
38. 1株当たりの純資産額67,124円90銭  
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日)が平成18年1月31日付けで改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1,503円55銭減少しております。
39. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期資産、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権及び商品投資受益権が含まれております。以下42.まで同様であります。

売買目的有価証券	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,108,347	400

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	629,562	621,518	△8,044	20	8,064
地方債	97,102	95,307	△1,794	-	1,794
社債	380,142	376,735	△3,406	-	3,406
その他	5,326	5,507	180	180	-
合計	1,112,133	1,099,069	△13,064	200	13,265

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	43,569	102,243	58,674
関連法人等株式	228,334	177,618	△50,716
合計	271,903	279,861	7,958

## その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	1,924,707	3,903,456	1,978,749	1,990,476	11,727
債券	7,511,158	7,359,713	△151,444	748	152,193
国債	6,433,016	6,297,790	△135,225	367	135,593
地方債	431,667	423,605	△8,062	112	8,175
社債	646,474	638,317	△8,157	267	8,425
その他	2,478,521	2,484,108	5,587	37,469	31,882
合計	11,914,387	13,747,279	1,832,891	2,028,694	195,802

なお、上記の評価差額から繰延税金負債573,268百万円を差し引いた額1,259,623百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当事業年度におけるこの減損処理額は6,453百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

40. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	20,172,024	70,209	135,005

41. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,164,526
関連法人等株式	10,417
その他	46,711
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く。)	358,692
非上場債券	2,813,486
非上場外国証券	428,635
その他	447,546

42. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	3,423,932	3,593,280	2,261,919	2,000,875
国債	2,784,983	1,353,791	884,520	1,904,058
地方債	83,763	132,485	304,038	421
社債	555,185	2,107,003	1,073,360	96,396
その他	501,595	422,888	678,139	783,940
合計	3,925,527	4,016,169	2,940,058	2,784,816

43. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	2,602	2,924	322	322	—

なお、上記の評価差額から繰延税金負債130百万円を差し引いた額191百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

44. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「国債」及び「株式」に合計2,188百万円含まれております。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,076,900百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは129,329百万円あります。

45. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,163,210百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,654,634百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

46. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,112,314百万円
貸出金償却	101,514
有価証券償却	425,880
貸倒引当金	79,497
投資損失引当金	31,507
退職給付引当金	57,805
減価償却費	6,848
繰延ヘッジ損益	59,765
その他	49,931
繰延税金資産小計	1,925,065
評価性引当額	△535,738
繰延税金資産合計	1,389,326

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△573,399
退職給付信託設定益	△41,722
退職給付信託返還有価証券	△20,312
その他	△10,286
繰延税金負債合計	△645,720
繰延税金資産の純額	743,605

47. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する当事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号 平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。  
なお、当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,077,618百万円であります。
  - (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「海外投資等損失準備金」、「行員退職積立金」、「別途準備金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
  - (3) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
  - (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
  - (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
    - ① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」、「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
    - ② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として表示し、保証金は「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示しております。
    - ③ 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
48. 「企業結合に係る会計基準」（「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日）が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。
49. 単体自己資本比率（国際統一基準） 13.45%

損益計算書 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	2,451,351
利息配当金	1,706,170
配当金	1,143,361
貸付金	369,039
有価証券	23,503
買入債	4,064
預金	4,827
借入金	102
その他	77,722
信託業務	83,548
受託業務	3,482
引当金	465,171
引当金の引当	124,327
引当金の引当	340,844
引当金の引当	103,719
引当金の引当	99,671
引当金の引当	4,047
引当金の引当	106,725
引当金の引当	55,243
引当金の引当	20,859
引当金の引当	1,119
引当金の引当	29,503
引当金の引当	66,082
引当金の引当	50,204
引当金の引当	0
引当金の引当	15,878
経常費用	1,878,037
利息配当金	768,722
配当金	396,300
貸付金	33,745
有価証券	18,718
買入債	16,523
預金	60,770
借入金	220
その他	84,150
信託業務	73,483
受託業務	52,676
引当金	32,132
引当金の引当	111,754
引当金の引当	24,999
引当金の引当	86,755
引当金の引当	2,098
引当金の引当	162
引当金の引当	1,936
引当金の引当	158,207
引当金の引当	130,903
引当金の引当	3,488
引当金の引当	799
引当金の引当	17,606
引当金の引当	5,409
引当金の引当	609,816
引当金の引当	227,438
引当金の引当	450
引当金の引当	50,468
引当金の引当	546
引当金の引当	38,559
引当金の引当	137,413
経常利益	573,313
特別利益	41,226
固定資産の売却	4,440
固定資産の売却	455
固定資産の売却	36,330
特別損失	27,610
固定資産の減損	6,120
固定資産の減損	3,680
固定資産の減損	17,809
税引前当期純利益	586,928
法人税	16,507
法人税	254,680
法人税	315,740

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益
- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 資金運用取引に係る収益総額        | 78,084百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額         | 4,101百万円  |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 9,618百万円  |
| その他の取引に係る収益総額        | 16,200百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- |                      |           |
|----------------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額        | 89,224百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額         | 40,243百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 3,668百万円  |
| その他の取引に係る費用総額        | 80,786百万円 |
3. 1株当たり当期純利益金額 5,533円69銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5. 「その他の経常費用」には、投資損失引当金繰入額 77,547百万円及び延滞債権等を売却したことによる損失 35,456百万円を含んでおります。
6. 「その他の特別利益」は、退職給付信託返還益 36,330百万円であります。
7. 「その他の特別損失」は、清算手続きに入った子会社の株式に係る損失 17,809百万円であります。
8. 当事業年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	遊休資産 32物件	土地、建物等	1,782百万円
近畿圏	遊休資産 11物件	土地、建物等	214百万円
その他	遊休資産 18物件	土地、建物等	1,683百万円

当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグループの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また遊休資産については、物件ごとにグループの単位としております。

当事業年度は、遊休資産について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

信託財産残高表  
(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	5,350	指 定 金 銭 信 託	358,058
証 書 貸 付	5,350	特 定 金 銭 信 託	91,741
有 価 証 券	267,110	有 価 証 券 の 信 託	3,000
国 債	168,798	金 銭 債 権 の 信 託	598,236
社 債	12,000	包 括 信 託	123,359
外 国 証 券	86,312		
受 託 有 価 証 券	3,000		
金 銭 債 権	703,199		
住 宅 貸 付 債 権	123,148		
その他の金銭債権	580,051		
有 形 固 定 資 産	25		
動 産	25		
そ の 他 債 権	1,245		
銀 行 勘 定 貸	65,062		
現 金 預 け 金	129,401		
預 け 金	129,401		
合 計	1,174,396	合 計	1,174,396

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 共同信託他社管理財産はありません。  
 3. 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

連結貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	3,954,022	預 金	72,200,343
コールローン及び買入手形	1,102,078	譲 渡 性 預 金	2,626,217
買 現 先 勘 定	76,551	コールマネー及び売渡手形	2,286,698
債券貸借取引支払保証金	2,276,894	売 現 先 勘 定	140,654
買 入 金 銭 債 権	960,591	債券貸借取引受入担保金	1,516,342
特 定 取 引 資 産	3,262,341	特 定 取 引 負 債	1,941,142
金 銭 の 信 託	2,924	借 用 金	2,034,633
有 価 証 券	20,304,639	外 国 為 替	323,890
貸 出 金	59,617,850	短 期 社 債	3,500
外 国 為 替	881,436	社 債	3,929,325
そ の 他 資 産	1,630,049	信 託 勘 定 借	65,062
有 形 固 定 資 産	755,891	そ の 他 負 債	2,279,167
建 物	210,028	賞 与 引 当 金	18,919
土 地	465,486	退 職 給 付 引 当 金	13,382
建 設 仮 勘 定	703	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6,233
その他の有形固定資産	79,673	特 別 法 上 の 引 当 金	18
無 形 固 定 資 産	101,219	繰 延 税 金 負 債	49,714
ソ フ ト ウ ェ ア	90,844	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	49,536
の れ ん	4	支 払 承 諾	3,673,396
その他の無形固定資産	10,370	負 債 の 部 合 計	93,158,180
リ ー ス 資 産	26,922	（純資産の部）	
繰 延 税 金 資 産	804,627	資 本 金	664,986
支 払 承 諾 見 返	3,673,396	資 本 剰 余 金	1,603,512
貸 倒 引 当 金	△ 860,799	利 益 剰 余 金	581,619
		株 主 資 本 合 計	2,850,119
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,269,385
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 87,571
		土 地 再 評 価 差 額 金	37,526
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 37,194
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,182,145
		新 株 予 約 権	14
		少 数 株 主 持 分	1,380,179
		純 資 産 の 部 合 計	5,412,458
資 産 の 部 合 計	98,570,638	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	98,570,638

## &lt;連結貸借対照表及び連結損益計算書に関する作成方針&gt;

## (1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等	124社
主要な会社名	SMB Cファイナンスサービス株式会社 株式会社みなと銀行 株式会社関西アーバン銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited SMB C Capital Markets, Inc.

なお、SMB C Leasing(UK) Limited 他15社は株式取得等により、当連結会計年度から連結される子会社及び子法人等としております。

住銀保証株式会社他2社は合併等により、SMB Cフレンド証券株式会社他1社は、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社となったこと等により、子会社及び子法人等でなくなったため、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

## ②非連結の子法人等

主要な会社名	SBCS Co., Ltd.
--------	----------------

非連結の子法人等の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

## (2) 持分法の適用に関する事項

## ①持分法適用の非連結の子法人等及び関連法人等 29社

主要な会社名	プロミス株式会社 株式会社クオーク エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社
--------	---

N I F S M B C - V 2 0 0 6 S 1 投資事業有限責任組合他2社は新規設立等により、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等としております。

また、エヌエスエス投資事業有限責任組合他3社は連結される子法人等となったため、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等から除外しております。

## ②持分法非適用の関連法人等

主要な会社名	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.
--------	--

持分法非適用の関連法人等の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

## (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

## ①連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

9月末日	5社
10月末日	1社
12月末日	56社
1月末日	1社
3月末日	61社

②9月末日を決算日とする連結される子法人等は、3月末日現在、10月末日を決算日とする連結される子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。  
連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

## (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

## (5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

発生年度に全額償却しております。

<連結貸借対照表に関する注記>

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. 及び3. と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

なお、一部の連結される在外子会社及び子法人等においては、現地の会計基準に従って処理しております。

6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

動 産 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される国内子会社及び子法人等における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

8. 株式交付費及び社債発行費は原則として支出時に全額費用として処理しております。

また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会 平成11年1月22日）が平成18年8月11日付けで一部改正され（「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第10号）、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は2,308百万円、「社債」は2,308百万円、それぞれ減少しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準実務対応報告第19号 平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

9. 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

10. 当行並びに主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、当行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が下記27. の3カ月以上延滞債権又は下記28. の貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は454,380百万円であります。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年

- 度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- |          |   |
|----------|---|
| 過去勤務債務   | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理                              |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理 |
13. 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日）が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号）が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見積額を当該役員の在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当連結会計年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方による場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,233百万円減少しております。なお、上記改正は平成19年4月13日に公表されたため、当中間連結会計期間は従来の方によるっております。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法による場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ5,693百万円多く計上されております。
14. 当行並びに連結される国内子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
- 小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジを適用しております。
- 相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- 個別ヘッジについても、原則として繰延ヘッジを適用しておりますが、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については、時価ヘッジを適用しております。
- また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は41,522百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益の総額は29,583百万円（同前）であります。
16. 当行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づく繰延ヘッジを適用しております。
- これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。
- また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
17. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
- なお、一部の連結される子会社及び子法人等において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。
18. 当行並びに連結される国内子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
19. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。
- |             |       |                             |
|-------------|-------|-----------------------------|
| 金融先物取引責任準備金 | 18百万円 | 金融先物取引法第81条の規定に基づく準備金であります。 |
|-------------|-------|-----------------------------|
20. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 該当ありません
21. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 該当ありません
22. 関係会社の株式（及び出資）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資）を除く） 178,376百万円
- |                    |            |
|--------------------|------------|
| 23. 有形固定資産の減価償却累計額 | 484,235百万円 |
| リース資産の減価償却累計額      | 29,383百万円  |
| 24. 有形固定資産の圧縮記帳額   | 67,070百万円  |

25. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機械等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、詳細は以下のとおりであります。

1. 取得原価相当額
 

動産	10,561百万円
その他	1,253百万円
合計	11,815百万円
2. 減価償却累計額相当額
 

動産	4,763百万円
その他	720百万円
合計	5,483百万円
3. 年度末残高相当額
 

動産	5,798百万円
その他	533百万円
合計	6,331百万円
4. 未経過リース料年度末残高相当額
 

1年内	1,786百万円
1年超	4,755百万円
合計	6,542百万円
5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
 

支払リース料	2,662百万円
減価償却費相当額	2,347百万円
支払利息相当額	284百万円
6. 減価償却費相当額の算定方法
 

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
7. 利息相当額の算定方法
 

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

26. 貸出金のうち、破綻先債権額は60,068百万円、延滞債権額は488,812百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

27. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は22,018百万円であります。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

28. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は476,665百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

29. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,047,566百万円であります。  
 なお、26. から29. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

30. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は915,318百万円であります。

31. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |              |              |
|--------------|--------------|
| 担保に供している資産   |              |
| 現金預け金        | 104,328百万円   |
| 特定取引資産       | 202,292百万円   |
| 有価証券         | 3,033,868百万円 |
| 貸出金          | 934,423百万円   |
| その他資産（延払資産等） | 1,946百万円     |
| 担保資産に対応する債務  |              |
| 預金           | 20,588百万円    |
| コールマネー及び売渡手形 | 1,335,000百万円 |
| 売現先勘定        | 128,695百万円   |
| 債券貸借取引受入担保金  | 1,250,450百万円 |
| 特定取引負債       | 84,532百万円    |
| 借入金          | 1,112,257百万円 |
| その他負債        | 492百万円       |
| 支払承諾         | 167,153百万円   |

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金6,761百万円、特定取引資産500,158百万円、有価証券3,946,194百万円及び貸出金535,770百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は85,530百万円、先物取引差入証拠金は2,943百万円あります。

32. 当行は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

また、一部の連結される子会社及び子法人等も、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

当行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日  
一部の連結される子会社及び子法人等 平成11年3月31日、平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

一部の連結される子会社及び子法人等 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

33. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金559,500百万円が含まれております。

34. 社債には、劣後特約付社債2,183,810百万円が含まれております。

35. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,421,446百万円であります。

36. 1株当たりの純資産額 67,823円69銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日）が平成18年1月31日付けで改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1,553円91銭減少しております。

37. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。以下40. まで同様であります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,134,408	410

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	629,762	621,717	△8,045	20	8,065
地方債	97,102	95,307	△1,794	—	1,794
社債	380,142	376,735	△3,406	—	3,406
その他	5,445	5,626	180	180	—
合計	1,112,452	1,099,387	△13,065	200	13,266

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	1,956,522	3,956,984	2,000,462	2,012,992	12,530
債券	8,481,502	8,324,135	△157,367	1,805	159,173
国債	7,150,787	7,010,301	△140,485	1,182	141,668
地方債	482,555	474,001	△8,554	119	8,674
社債	848,158	839,831	△8,327	503	8,830
その他	2,753,890	2,763,767	9,876	42,965	33,089
合計	13,191,915	15,044,886	1,852,971	2,057,764	204,792

なお、上記の評価差額から、繰延税金負債580,657百万円を差し引いた額1,272,313百万円のうち少数株主持分相当額6,064百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額2,871百万円を加算した額1,269,121百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は7,239百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落  
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落  
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

38. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	21,535,631	89,428	141,143

39. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 売掛債権信託受益権等	5,422
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	451,487
非上場債券	2,846,521
非上場外国証券	593,724
その他	458,441

40. その他有価証券のうち、満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	3,564,060	4,284,554	2,346,081	2,082,953
国債	2,824,945	1,872,341	956,640	1,986,136
地方債	101,824	161,564	307,293	421
社債	637,290	2,250,648	1,082,146	96,396
その他	665,206	495,572	701,134	956,785
合計	4,229,267	4,780,127	3,047,215	3,039,739

41. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭 の信託	2,602	2,924	322	322	—

なお、上記の評価差額から繰延税金負債130百万円を差し引いた額191百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

42. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計2,188百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,088,859百万円、当連結会計年度末に当該処分をせず所有しているものは154,192百万円であります。

43. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,632,746百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,455,517百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

44. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△878,796百万円
年金資産(時価)	1,174,285
未積立退職給付債務	295,488
未認識数理計算上の差異	△82,985
未認識過去勤務債務(債務の減額)	△47,855
連結貸借対照表計上額の純額	164,648
前払年金費用	178,030
退職給付引当金	△13,382

45. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号 平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

- 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。  
なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,119,836百万円であります。
- 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
  - 「動産不動産」中の土地建物動産は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」、「その他の有形固定資産」に区分表示し、建設仮払金は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
  - 「動産不動産」中の保証金権利金のうち、権利金は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として表示し、保証金は「その他資産」に含めて表示しております。
  - 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

46. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第20号 平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

47. 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を当連結会計年度から適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

48. スtock・オプションに関する事項は下記のとおりであります。

- ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名  
営業経費 14百万円
- ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況  
連結される子法人等である関西アーバン銀行

①ストック・オプションの内容

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	役職員 45	役職員 44	役職員 65	役職員 174
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成15年6月29日から平成23年6月28日まで	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで	平成17年6月28日から平成25年6月27日まで	平成18年6月30日から平成26年6月29日まで

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	役職員 183	取締役 9	取締役を兼務しない執行役員 14 使用人 46
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成19年6月30日 から平成27年6月 29日まで	平成20年6月30日 から平成28年6月 29日まで	平成20年6月30日 から平成28年6月 29日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況  
ストック・オプションの数(注)

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	399,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	399,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	220,000	204,000	282,000	—
権利確定	—	—	—	399,000
権利行使	46,000	30,000	26,000	36,000
失効	—	—	—	—
未行使残	174,000	174,000	256,000	363,000

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	464,000	—	—
付与	—	162,000	115,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	464,000	162,000	115,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利行使価格(円)	155	131	179	202
行使時平均株価(円)	488	489	486	487
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
権利行使価格(円)	313	490	490
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	138	138

## ③ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

決議年月日	平成18年6月29日
株価変動性 (注)1	38.84%
予想残存期間 (注)2	5年
予想配当 (注)3	4円/株
無リスク利子率(注)4	1.40%

(注)1. 5年間(平成13年6月から平成18年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成18年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

## ④ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

49. 「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日))、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。

## 50. 子法人等の企業結合関係

- (1) 子法人等を含む結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日並びに法的形式を含む企業結合の概要

## ①子法人等を含む結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(事業の内容:銀行持株会社)

SMBCフレンド証券株式会社(事業の内容:証券業)

## ②企業結合を行った主な理由

わが国の金融市場の正常化に伴い、個人の家計金融資産動向は「貯蓄」から「投資」へのトレンドを一段と明確化させており、今後も個人における資産運用ニーズはますます多様化していくことが見込まれております。また個人投資家の金融知識の一段の向上とアセットアロケーションを通じたポートフォリオマネジメントへの関心の高まりにより、新たな資産運用ビジネスが広まっていくものと考えております。これらを背景に、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、銀行と証券との間のシナジー極大化を追求する、従来型のビジネスモデルとは一線を画した真の「銀・証融合ビジネスモデル」の構築を推進するため、SMBCフレンド証券株式会社を完全子会社化することによりグループ連携を一段と強化しグループ全体の企業価値の向上に努めることといたしました。

## ③企業結合日

平成18年9月1日

## ④法的形式を含む企業結合の概要

当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、株式交換により当行の子法人等であったSMBCフレンド証券株式会社を完全子会社といたしました。

## (2) 実施した会計処理の概要

## ①個別財務諸表上の会計処理

株式会社三井住友フィナンシャルグループ株式の取得原価は、株式交換直前のSMBCフレンド証券株式会社株式の帳簿価額に基づいて算定しており、交換損益の計上はありません。

## ②連結財務諸表上の会計処理

SMBCフレンド証券株式会社への投資の修正額は取り崩し、「連結子会社・子法人等の減少に伴う減少」として利益剰余金を減少させております。

## (3) 事業の種類別セグメントにおいて、当該子法人等が含まれていた事業区分

その他事業

## (4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている当該子法人等に係る損益の概算額

経常収益 27,565百万円

経常利益 8,955百万円

## 51. 連結自己資本比率(国際統一基準) 12.95%

連結損益計算書

平成18年4月 1日から  
平成19年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		2,925,665
資金運用収益	1,950,234	
貸出金利息	1,348,997	
有価証券利息配当金	369,548	
コールローン利息及び買入手形利息	28,192	
買入先利息	7,098	
債券貸借取引受入利息	4,857	
預け金利息	96,700	
その他の受入利息	94,840	
信託報酬	3,482	
役務取引等収益	577,435	
特定取引収益	118,589	
その他の業務収益	197,172	
リース料収入	13,037	
割賦売上高	5,155	
その他の業務収益	178,979	
経常収益	78,750	
経常費用		2,208,967
資金調達費用	796,784	
預金利息	457,221	
譲渡性預金利息	43,683	
コールマネー利息及び売渡手形利息	18,815	
売入先利息	18,353	
債券貸借取引支払利息	60,856	
借入金利息	22,504	
短期社債利息	14	
社債利息	88,338	
その他の支払利息	86,996	
役務取引等費用	111,413	
特定取引費用	1,936	
その他の業務費用	236,292	
貸借原価	7,969	
割賦原価	4,733	
その他の業務費用	223,589	
営業経費	768,498	
その他の経常費用	294,042	
貸倒引当金繰入額	19,940	
その他の経常費用	274,101	
経常利益		716,697
特別利益		46,028
固定資産処分利益	4,669	
償却債権取立利益	798	
証券取引責任準備金取崩額	4	
その他の特別利益	40,556	
特別損失		12,003
固定資産処分損失	7,253	
減損損失	4,750	
税金等調整前当期純利益		750,722
法人税、住民税及び事業税		47,601
法人税等調整額		238,764
少数株主利益		62,561
当期純利益		401,795

## ＜連結損益計算書に関する注記＞

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 7,072円09銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 7,012円46銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. リース取引等に関する収益及び費用の計上基準は、次のとおりであります。
  - (1) リース取引のリース料収入の計上方法  
主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
  - (2) 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法  
主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。
6. 「その他経常収益」には、株式等売却益61,802百万円を含んでおります。
7. 「その他の経常費用」には、貸出金償却63,031百万円、株式等償却16,467百万円、延滞債権等を売却したことによる損失38,953百万円及び持分法による投資損失123,266百万円を含んでおります。
8. 「その他の特別利益」は、退職給付信託返還益36,330百万円及び子会社の増資に伴う持分変動利益4,226百万円であります。
9. 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	営業用店舗 1ヵ店	土地、建物等	7百万円
	遊休資産 32物件		1,782百万円
近畿圏	営業用店舗 18ヵ店	土地、建物等	833百万円
	遊休資産 22物件		443百万円
その他	遊休資産 18物件	土地、建物等	1,683百万円

当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。

当連結会計年度は、当行では遊休資産について、また、連結される子法人等については、営業用店舗、遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。